

議案第百十二号

児童自立支援施設に係る事務の委託に関する協議について

右の議案を提出する。

令和二年十一月二十六日

提出者 港区長 武井雅昭

児童自立支援施設に係る事務の委託に関する協議について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定に基づき、別紙の規約により協議を行い、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四十四条に規定する児童自立支援施設に係る事務を東京都に委託する。

（説明）

児童相談所を設置することに伴い、区が行うこととなる児童自立支援施設に係る事務の管理及び執行を東京都に委託するため、地方自治法第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第三項本文の規定に基づき、本案を提出いたします。

別紙

港区の児童自立支援施設に係る事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、港区（以下「甲」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第44条に規定する児童自立支援施設に係る事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を東京都（以下「乙」という。）に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とする。
2 前項の経費の額及び交付の時期は、甲と乙とが協議して定める。
この場合において、乙は、あらかじめ委託事務の管理及び執行に要する経費の見積りに関する書類を甲に送付するものとする。

(収入の帰属)

第4条 委託事務の管理及び執行に係る使用料及び手数料並びに財産収入及び諸収入は、全て乙の収入とする。

(収入及び支出の経理)

第5条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出について経理を明確にしておくものとする。

(収入及び支出の精算)

第6条 乙は、毎年度終了後、速やかに委託事務に係る収入及び支出の精算を行い、その明細を甲に通知する。

(条例等の制定又は改廃の場合の措置)

第7条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等が制定され、若しくは廃止され、又はその全部若しくは一部が改正された場合においては、乙は、直ちにその旨を甲に通知するものとする。

(委託事務の廃止に伴う決算処理等)

第8条 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出は、当該廃止の日をもってこれを打ち切り、乙がこれを決算する。

(委託事務の管理及び執行の細目)

第9条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。